

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

U・I・Jターンなどを
する方に！

空き家バンクを
利用する方に！



市川三郷町PRキャラクター
市川三郷レンジャー

【フラット35】 地域連携型

U・I・Jターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

- 市川三郷町若者定住促進住宅補助金
- 市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金

のご相談は

自然・歴史・文化を生かした「にぎわい」づくり



市川三郷町

いちかわみさとちょう

<若者定住>政策秘書課
☎055-272-1103

<空き家>建設課
☎055-272-1136

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



市川三郷町
いちかわみさとちょう



神明の花火大会
毎年8月7日の花火の日に開催され、
約2万発の花火が夏の夜空を彩ります。

市川三郷町で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



市川三郷町
いちかわみさとちょう

市川三郷町若者定住促進住宅補助金

【主な要件】

- ・購入者である夫婦いずれかが補助金交付申請時に満40歳以下の若者世帯。
- ・ひとり親家庭の場合、購入者が40歳以下の世帯主であって、18歳以下の子供と同居していること。
- ・町内に住宅を取得（新築・建売・中古住宅）する者または取得した者で当該住宅に夫婦で居住すること。
- ・補助金交付後世帯員が5年以上継続して取得した住宅に居住し、かつ住所を有すること。

【補助金額】

- ・住宅を取得した場合：50万円

市川三郷町「空き家バンク」 登録・利用促進事業補助金

【主な要件】

- ・空き家バンクに物件登録をした所有者等又は利用登録者で、売買契約若しくは賃貸借契約が成立した者。
- ・利用登録者は、5年間以上市川三郷町へ定住する意思がある者。
- ・空き家バンクに登録された空き家（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）で、住宅機能又は性能の維持若しくは住居環境向上のために行う増築、修繕、補修、模様替え等の改修工事を町内業者により行うこと。
- ・空き家バンクに登録された空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、その他の家財道具等を処分及び撤去すること。

【補助金額】

- ・改修工事費用の2分の1に相当する額（100万円を限度とする）
- ・家財処分費用の2分の1に相当する額（1棟あたり10万円を限度とする。）

連携



【フラット35】 地域連携型

U I J ターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

<市川三郷町若者定住促進住宅補助金>

【主な要件】

- ・当該事業を利用する者。

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

<市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金>

【主な要件】

- ・当該事業を利用する者。



※1【フラット35】S や【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2【フラット35】S と【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。
●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。